

### 中野区国民保護計画(平成28年4月改定)新旧対照表

旧頁	新頁	現 行	改 定 案	備 考
全体	全体	要援護者	要配慮者	災害対策基本法の改正(H25.6)に伴う用語変更
目次	目次		<u>ページ修正</u>	
3	3	<p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>(5) 国民の協力 区は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。 また、区は、地域防災住民組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。</p>	<p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>(5) 国民の協力 区は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。 また、区は、地域防災住民組織、消防団の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。</p>	消防修正
7	7	<p>第1編第4章中野区の地理的、社会的特徴</p> <p>(2) 気候 <u>グラフ</u></p> <p>(3) 人口、人口分布（平成20年1月1日現在住民基本台帳及び外国人登録） 中野区の総人口は<u>310,420人</u>、世帯数は<u>181,470世帯</u>である。これは、23区中では中位で、人口密度は1平方キロメートルあたり<u>19,911人</u>で23区中1位である。区内では、JR中央線を境に南の地域が比較的高く、1平方キロメートルあたり3万人を超える地区もある。 中野区の人口構成を年代別にみると、20歳代の人口が多く、総人口の<u>17.9%</u>を占めている。23区平均の20歳代の占める割合が<u>14.2%</u>であることから、中野区は20歳代人口が比較的多い区といえる。また、65歳以上の人人が占める割合は<u>19.4%</u>であり、23区平均<u>19.5%</u>とほぼ同等となっている。 <u>平成17年国勢調査</u>によると、中野区の昼間人口は<u>285,636人</u>、夜間人口は<u>310,392人</u>で昼間人口が少なくなっている。これは、中野区が都心に近く、交通の便がよいなど、都心への通勤、通学者の住宅地となっている理由があげられる。世帯構成をみると、単身世帯が全世帯数の<u>57%</u>を占め平成12年度調査から2ポイント増加し、5人以上の世帯は減少し、全世帯数の<u>3%</u>に過ぎない。また、夫婦のみ・夫婦と子ども・ひとり親と子どもからなる核家族世帯は、一般世帯の<u>37.0%</u>を占めている。</p>	<p>第1編第4章中野区の地理的、社会的特徴</p> <p>(2) 気候 グラフの差し替え（1981年～2010年の30年間での平均値に更新）</p> <p>(3) 人口と世帯（平成22年国勢調査結果参照） 中野区の人口は<u>314,570人</u>、世帯数は<u>184,267世帯</u>で、23区中中位である。人口密度は1平方キロメートルあたり<u>20,189人</u>で23区中2位である。区内では、JR中央線を境に南の地域が比較的高く、1平方キロメートルあたり3万人を超える地区もある。 中野区の人口構成を年代別にみると、20歳代が多く、人口の<u>17.5%</u>を占めている。23区平均の20歳代の占める割合が<u>13.4%</u>であることから、中野区は20歳代人口が比較的多い区といえる。また、65歳以上の人人が占める割合は<u>19.6%</u>であり、23区平均<u>19.8%</u>とほぼ同等となっている。 中野区の昼間人口は<u>289,176人</u>、夜間人口は<u>314,750人</u>で昼間人口が少なくなっている。これは、中野区が都心に近く、交通の便がよいなど、都心への通勤、通学者の住宅地となっている理由があげられる。世帯構成をみると、単身世帯が全世帯数の<u>60.1%</u>を占め平成17年度調査から3ポイント増加し、5人以上の世帯は減少し、全世帯数の<u>1.9%</u>に過ぎない。また、夫婦のみ・夫婦と子ども・ひとり親と子どもからなる核家族世帯は、一般世帯の<u>34.6%</u>を占めている。</p>	統計資料更新による修正

8	8	平成20年1月1日住民基本台帳人口の表	平成22年1月1日住民基本台帳人口の表に差し替え	統計資料更新による修正										
		<p>(4) 交通、道路等</p> <p>区内の鉄道は、区中央部を東西に貫通するJR中央線が中枢をなし、これと平行して南に東京地下鉄丸ノ内線、北には西武新宿線が走り、東京地下鉄東西線は中野駅に相互乗り入れをしている。また、平成9年に東京地下鉄大江戸線が開通、新江古田駅が新設されるとともに、JR中央線の東中野駅、東京地下鉄丸ノ内線の中野坂上駅とで接続するなど新たな交通ネットワークの形成が図られた。</p> <p>一方、…(略)</p> <p>区内の幹線道路は、青梅街道、新青梅街道、大久保通り、早稲田通りなどが東西に、環状6号線（山手通り）、環状7号線、中野通りなどが南北に走り、中野区の重要な交通を担っており、山手通りの地下には、首都高速道路中央環状線が建設中である。しかし、幹線道路を補完する道路の整備が遅れており、また、狭隘な生活道路が入り組んでいる地域が多く、防災安全上の課題を抱えている。</p>	<p>(4) 交通、道路等</p> <p>区内の鉄道は、区中央部を東西に貫通するJR中央線が中枢をなし、これと平行して南に東京メトロ丸ノ内線、北には西武新宿線が走り、東京メトロ東西線は中野駅に相互乗り入れをしている。また、平成9年に都営地下鉄大江戸線が開通、新江古田駅が新設されるとともに、JR中央線の東中野駅、東京メトロ丸ノ内線の中野坂上駅とで接続するなど新たな交通ネットワークの形成が図られた。</p> <p>一方、…(略)</p> <p>区内の幹線道路は、青梅街道、新青梅街道、大久保通り、早稲田通りなどが東西に、環状6号線（山手通り）、環状7号線、中野通りなどが南北に走り、中野区の重要な交通を担っており、山手通りの地下には、首都高速道路中央環状線山手通りが平成22年3月に開通した。しかし、幹線道路を補完する道路の整備が遅れており、また、狭隘な生活道路が入り組んでいる地域が多く、防災安全上の課題を抱えている。</p>											
9	9	<p>第5章 区国民保護計画が対象とする事態</p> <p>○ 区国民保護計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況を踏まえ、緊急対処事態（大規模なテロ）への対処を重視する。</p> <p>○ また、大都市東京に大きな影響を与えるかねないサイバーテロについても、今後の検討課題とする。</p>	<p>第5章 区国民保護計画が対象とする事態</p> <p>○ 区国民保護計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国内外の注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態（大規模なテロ）への対処を重視する。</p> <p>○ なお、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、競技会場や重要インフラ等を狙ったサイバー攻撃が予想されるなど、都内におけるサイバーテロの脅威が高まっている。サイバーテロは、都民生活や都市活動に大きな影響を与えるとともに、緊急対処事態に発展するおそれもあることから、関係機関等と連携しながら、その動向に注視し適切に対応していく。</p>	<p>都計画の変更 (H26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえた記述</li> </ul>										
-	14	(新規)	<p>4 緊急対処事態に関する読み替え</p> <p>区国民保護計画における「武力攻撃事態等」には、緊急対処事態を含む。「緊急対処事態」の場合は、次のとおり読み替える。</p> <table> <tr> <td>武力攻撃事態の場合</td> <td>緊急対処事態の場合</td> </tr> <tr> <td>対処基本方針</td> <td>緊急対処事態対処方針</td> </tr> <tr> <td>国民保護措置</td> <td>緊急対処保護措置</td> </tr> <tr> <td>国民保護対策本部</td> <td>緊急対処事態対策本部</td> </tr> <tr> <td>国民保護対策本部長</td> <td>緊急対処事態対策本部長</td> </tr> </table> <p>なお、次の規定については、緊急対処事態においては準用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃事態等対策本部長の総合調整の権限に関する規定</li> <li>・内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定</li> <li>・国際人道法に関する規定</li> <li>・赤十字標章等、特殊標章等に関する規定</li> <li>・生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定</li> </ul>	武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合	対処基本方針	緊急対処事態対処方針	国民保護措置	緊急対処保護措置	国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部	国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長	<p>「武力攻撃事態等」には緊急対処事態を含むことから、都計画に準じ読み替規定を設定</p>
武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合													
対処基本方針	緊急対処事態対処方針													
国民保護措置	緊急対処保護措置													
国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部													
国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長													

14,15	15,16	<p>1 区の各部等における平素の業務  <u>表中 部名等</u>          政策室          経営室  <u>管理会計室</u></p> <p><u>区民生活部</u></p> <p><u>子ども家庭部</u></p> <p><u>保健福祉部</u></p> <p><u>都市整備部</u></p> <p>教育委員会</p> <p>会計室  <u>拠点まちづくり推進室</u></p> <p>区議会事務局</p> <p>監査事務局</p> <p>選挙管理委員会事務局</p>	<p>1 区の各部等における平素の業務  <u>表中 部名等の修正</u>          政策室          経営室  <u>会計室</u></p> <p><u>地域支えあい推進室</u></p> <p><u>区民サービス管理部</u></p> <p><u>子ども教育部</u></p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p><u>都市政策推進室</u></p> <p><u>都市基盤部</u></p> <p>教育委員会</p> <p>区議会事務局</p> <p>監査事務局</p> <p>選挙管理委員会事務局</p>	組織改編による修正
17	18,19	<p>2 区職員の参集基準等          (3) 区の体制及び職員の参集基準等  <u>【職員参集基準】</u></p> <p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応  <u>表</u></p>	<p>2 区職員の参集基準等          (3) 区の体制及び職員の参集基準等  <u>【職員参集基準】</u></p> <p><u>表の差し替え</u> (別紙1のとおり)</p> <p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応  <u>表の差し替え</u> (別紙2のとおり)</p>	組織改編による修正
17	19	<p>2 区職員の参集基準等          (6) 区対策本部の代替機能の確保  <u>表</u></p>	<p>2 区職員の参集基準等          (6) 区対策本部の代替機能の確保  <u>表の差し替え</u> (別紙3のとおり)</p>	区対策本部の予備施設を変更
18	19	<p>3 消防の初動体制の把握等          (1) 東京消防庁（消防署）の初動体制の把握          区は、東京消防庁（消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。          また、地域防災計画における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動体制における緊密な連携を図る。</p>	<p>3 消防の初動体制の把握等          (1) 東京消防庁（消防署）の初動体制の把握          区は、東京消防庁（消防署）から<u>武力攻撃災害</u>における消火、救助、救急等の活動に関する情報を受け、その初動体制を把握する。          また、地域防災計画における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。</p>	消防修正
21	22	<p>4 指定公共機関等との連携          (2) 医療機関との連携          区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、…          (略)          また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	<p>4 指定公共機関等との連携          (2) 医療機関との連携          区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、…          (略)          また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	東京都総務局意見

21	22	4 指定公共機関等との連携  (4) 事業所等との連携 また、区は、都及び関係機関と協力し、 <u>区域内</u> の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた… (略)	4 指定公共機関等との連携  (4) 事業所等との連携 また、区は、都及び関係機関と協力し、 <u>区内</u> の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた… (略)	文言修正
22	23	第3 通信の確保 (1) 非常通信体制の整備 区は、国民保護措置の実施に関し、… (略)	第3 通信の確保 (1) 非常通信体制の整備 区は、国民保護措置の実施に関し、… (略) また、国からの通知・伝達を迅速かつ確実に受信するため、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する。	国の基本指針変更（H24年度） ・エムネット及びJアラート運用開始に伴い各々を明記
24	25,26	2 警報等の伝達に必要な準備 (1) 警報の伝達体制の整備 ○ 区は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、… (略)  (2) 防災行政無線の整備 区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。 <u>同報系防災行政無線の整備にあたっては、国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）（＊）の開発・整備の検討を踏まる。</u>	2 警報等の伝達に必要な準備 (1) 警報の伝達体制の整備 ○ 区は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、… (略)  (2) 防災行政無線の整備 区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。	国の基本指針変更（H24年度） ・Jアラート整備済みのため、関連文言を削除
25	27	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報収集のための体制整備 区は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。 また、都と… (略)  【収集・報告すべき情報】 表	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報収集のための体制整備 区は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。 また、都と… (略)  【収集・報告すべき情報】 表の差し替え（別紙4のとおり）	国の基本指針変更（H20年度） ・安否情報システム運用開始に伴い、「収集・報告すべき情報」をシステムと同一のものへ差し替え
31	33	1 避難に関する基本的事項 (2)隣接区との連携の確保 区は、 <u>区内</u> を越える避難を行う場合に備えて、… (略)	1 避難に関する基本的事項 (2)隣接区との連携の確保 区は、 <u>区界</u> を越える避難を行う場合に備えて、	文言修正
33	35	4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等  《緊急物資等の運送体制の把握・整備》図中 広域輸送拠点	4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等  《緊急物資等の運送体制の把握・整備》図中 広域輸送基地	東京都総務局意見
35	37	6 生活関連等施設の把握等 (1)生活関連等施設の把握等 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】 表	6 生活関連等施設の把握等 (1)生活関連等施設の把握等 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】 表の差し替え（別紙5のとおり）	組織改編による修正

39	41	1 事態認定前における危機管理等対策会議の設置及び初動措置 (1) 危機管理等対策会議の設置 【危機管理等対策会議の構成等】 図	1 事態認定前における危機管理等対策会議の設置及び初動措置 (1) 危機管理等対策会議の設置 【危機管理等対策会議の構成等】 図の差し替え (別紙6のとおり)	組織改編による修正
43	44	(3) 区対策本部の組織構成及び機能 区対策本部の組織構成及び各組織の機能は… (略)  区対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする (区対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)。	(3) 区対策本部の組織構成及び機能 区対策本部の組織構成及び各組織の機能は…(略)  区対策本部における決定内容等を踏まえて、各部室分野において措置を実施するものとする(区対策本部には、各部室分野から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)。	組織改編による修正
44	47	1 区対策本部の設置  (3) 区対策本部の組織構成及び機能 【区の各部における武力攻撃事態における業務】 国対保健福祉部 ・死体の収容及び引渡し並びに埋葬に関すること	1 区対策本部の設置  (3) 区対策本部の組織構成及び機能 【区の各部における武力攻撃事態における業務】 国対保健福祉部 ・遺体の収容及び引渡し並びに埋葬に関すること	文言修正
47	49	2 通信の確保  (1) 情報通信手段の確保 区は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系区防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN (総合行政ネットワーク)、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、区対策本部と区現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。	2 通信の確保  (1) 情報通信手段の確保 区は、携帯電話、移動系区防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、同報系防災行政無線、等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、区対策本部と区現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。	区の情報通信手段を更新
49	51	1 国・都の対策本部との連携  (2) 国・都の現地対策本部との連携 区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、… (略)	1 国・都の対策本部との連携  (2) 国・都の現地対策本部との連携 区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、… (略) 国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会(※)を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。  (※脚注：武力攻撃事態等合同対策協議会) (※) 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。	国の基本指針変更(H20年度) ・武力攻撃事態等合同対策協議会について記述
55	57	2 警報の内容の伝達方法  (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。	2 警報の内容の伝達方法  (1) 警報の内容の伝達方法については、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。	文言修正

61	63	(8) 避難場所の運営 区は、原則、区域内に所在する避難場所を運営する。	(8) 避難場所の運営 区は、原則、区内に所在する避難場所を運営する。	文言修正
63	64	<p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本</li> <li>ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要</li> <li>・状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応</li> </ul>	<p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、<u>國の対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。</u></li> <li>ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要である。</li> <li>・状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠である。</li> <li>また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。</li> </ul>	文言修正
64	66	<p>弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、B C 弾頭）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要</li> <li>・当初は、…（略）</li> </ul> <p>（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）</p> <p>ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示</p> <p>イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令</p>	<p>弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、B C 弾頭）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。</li> <li>・当初は、…（略）</li> </ul> <p>（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）</p> <p>ア <u>國の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示</u></p> <p>イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、<u>國の対策本部長がその都度警報を発令</u></p>	文言修正
66,67	68,69	<p>4 想定される避難の形態と区による誘導</p> <p>(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合 図中 <u>要援護者</u></p> <p>(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合 図中 <u>要配慮者</u></p>	<p>4 想定される避難の形態と区による誘導</p> <p>(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合 図中 <u>要配慮者</u></p> <p>(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合 図中 <u>要配慮者</u></p>	東京都福祉保健局 意見

68	70	<p><b>3 救援の程度及び方法の基準</b></p> <p>区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p><b>3 救援の程度及び方法の基準</b></p> <p>区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	国の基本指針変更 (H26年度) ・救援事務の厚生労働省から内閣府への移管に伴う修正
69	71	<p><b>4 救援の内容</b></p> <p>(1) 収容施設の供与</p> <p>① 避難所</p> <p>ア 避難所・二次避難所の開設、運営</p> <p>区は、当該区域内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。</p>	<p><b>4 救援の内容</b></p> <p>(1) 収容施設の供与</p> <p>① 避難所</p> <p>ア 避難所・二次避難所の開設、運営</p> <p>区は、当該区域内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設し、女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める。</p>	東京都生活文化局 意見
70	72	<p><b>4 救援の内容</b></p> <p>(1) 収容施設の供与</p> <p>② 応急仮設住宅等の設置、運営</p> <p>区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する長期避難住宅及び応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>	<p><b>4 救援の内容</b></p> <p>(1) 収容施設の供与</p> <p>② 応急仮設住宅等の設置、運営</p> <p>区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する応急仮設住宅等に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>	東京都都市整備局 意見
71	73	<p><b>4 救援の内容</b></p> <p>(3) 医療の提供及び助産</p> <p>③ 患者の搬送</p> <p>区は都と協力し、…（略）</p> <p>医療救護所から災害拠点病院等の後方医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。</p> <p>なお、後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。</p>	<p><b>4 救援の内容</b></p> <p>(3) 医療の提供及び助産</p> <p>③ 患者の搬送</p> <p>区は都と協力し、…（略）</p> <p>医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。</p> <p>なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。</p>	東京都福祉保健局 意見

71,72	73,74	<p>(5) 埋葬及び火葬 区は、身元不明死体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬とともに、遺留品、遺骨の保管を行う。 区は、必要に応じて、…（略）</p> <p>(9) 行方不明者の搜索及び死体の処理 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の搜索に協力する。 区は、警視庁等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。 区は、死体の処理の時期や場所、死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検査等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。</p>	<p>(5) 埋葬及び火葬 区は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬とともに、遺留品、遺骨の保管を行う。 区は、必要に応じて、…（略）</p> <p>(9) 行方不明者の搜索及び死体の処理 区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の搜索に協力する。 区は、警視庁等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。 区は、死体の処理の時期や場所、死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検査等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。</p>	文言修正
73	75	<p>1 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 区は、避難住民や負傷あるいは死亡した住民の安否情報を、…（略）</p>	<p>1 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 区は、避難住民や負傷あるいは死亡した住民の安否情報を、…（略）</p>	文言修正
74	76	<p>2 都に対する報告 区は、都への報告に当たっては、原則として、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。</p>	<p>2 都に対する報告 区は、都への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。</p>	国の基本指針変更（H20年度） ・安否情報システム運用開始に伴い、システム利用に関する記述
82	84	<p>1 生活関連等施設の安全確保 (1) 生活関連等施設の状況の把握 区は、区対策本部を設置した場合においては、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。</p> <p>(2) 区が管理する施設の安全の確保 区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。 この場合において、区長は、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、その他の行政機関に対し、支援を求める。 また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。</p>	<p>1 生活関連等施設の安全確保 (1) 生活関連等施設の状況の把握 区は、区対策本部を設置した場合においては、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況及び支援要請の有無等の必要な情報を収集する。</p> <p>(2) 区が管理する施設の安全の確保 区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。 この場合において、区長は、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、その他の行政機関に対し、支援（指導、助言を含む）を求める。 このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。</p>	消防修正

85	87	<p>② 生物剤による攻撃の場合 区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、… (略)</p> <p>区の総務部危機管理分野は、生物剤を用いた攻撃の特殊性（＊）に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、… (略)</p>	<p>② 生物剤による攻撃の場合 区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、… (略)</p> <p>区は、生物剤を用いた攻撃の特殊性（＊）に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、… (略)</p>	文言修正
88	90	<p>1 保健衛生の確保 (1) 保健衛生対策 区は、避難先地域において、都と協力し、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。</p>	<p>1 保健衛生の確保 (1) 保健衛生対策 区は、避難先地域において、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣するものとし、都は要請に基づき区市町村の支援及び補完を行う。</p>	東京都福祉保健局意見
89	91	<p>2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ① 区は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ① 区は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	組織改編による修正
89	91	<p>2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ② 区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、都に対して他の区市町村との応援等にかかる要請を行う。</p>	<p>2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ② 区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、他区や東京23区清掃一部事務組合と連携・協力して災害廃棄物の処理を行う。ただし、特別区及び東京23区清掃一部事務組合の処理能力を超える、または超えると予想される処理については、東京都に支援を要請する。</p>	東京都環境局意見
96	98	<p>3 警戒対応 (2) 区は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する「警戒対応の基準」（統一した警戒レベル）に準拠し、区が管理する施設における同基準を整備する。</p>	<p>3 警戒対応 (2) 区は、都が整備した「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準」（平成18年決定）に準拠し、区が管理する施設における同基準を整備する。</p>	都計画の変更 (H26年度) ・都が整備した基準に準拠することを記述

100	102	<p>1 危険物質を有する施設への攻撃</p> <p>(2) 平素の備え</p> <p>② 施設管理者による危機管理体制の強化推進 区は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。</p> <p>(3) 対処上の留意事項 区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。</p>	<p>1 危険物質を有する施設への攻撃</p> <p>(2) 平素の備え</p> <p>② 施設管理者による危機管理体制の強化推進 区は、東京消防庁（消防署）等の関係機関と協力し、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。</p> <p>(3) 対処上の留意事項            ① 区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。            ② 区は、東京消防庁（消防署）等の関係機関に対し、安全を確保した上で原因物質の特定、被災者の救助等の応急措置活動を行うよう要請する。         </p>	消防修正
101	103	<p>2 大規模集客施設等への攻撃</p> <p>(3) 対処上の留意事項 ② 区は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。</p>	<p>2 大規模集客施設等への攻撃</p> <p>(3) 対処上の留意事項 ② 区は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。 また、施設管理者や消防等から、避難誘導等に関する情報を把握するとともに、施設内の住民の避難が円滑に行われるよう、消防等との連携を確保する。            ③ 区は、東京消防庁（消防署）等の関係機関に対し、安全を確保した上で原因物質の特定、被災者の救助等の応急措置活動を行うよう要請する。         </p>	消防修正
102	104	<p>3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）</p> <p>(3) 対処上の留意事項            ① 初動対処 区は、都から派遣される緊急時放射線調査チーム及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その区域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。         </p> <p>③ 医療活動 区は、都及び医療機関等と連携し、<u>安全な場所</u>において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。</p> <p>④ 汚染への対処 ○ 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と…（略）</p>	<p>3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）</p> <p>(3) 対処上の留意事項            ① 初動対処 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その区域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。 また、東京消防庁（消防署）等の関係機関に対し、安全を確保した上で原因物質の特定、被災者の救助等の応急措置活動を行うよう要請する。         </p> <p>③ 医療活動 区は、都及び医療機関等と連携し、<u>東京消防庁の安全管理下</u>において、<u>東京DMA T</u>により除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。</p> <p>④ 汚染への対処 ○ 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と…（略）            ○ 被災者の除染は、災害現場において警察・消防等の現地活動機関が行う。         </p>	(__線部分) 東京都総務局意見 (__線部分) 消防修正

102	104	<p>④ 汚染への対処</p> <p>○ 区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。</p>	<p>④ 汚染への対処</p> <p>○ 区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する避難住民等のスクリーニング、除染及び汚水の処理等に協力する。</p>	国の基本指針変更 (H26年度) ・スクリーニング 及び除染について 記述
103	105	<p>4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）</p> <p>(3) 対処上の留意事項</p> <p>① 初動対処</p> <p>区は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。</p> <p>② 医療活動</p> <p>区は、都及び医療機関等と連携し、<u>安全な場所において</u>感染者又はその<u>疑いのある者</u>に対する医療活動を実施する。</p>	<p>4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）</p> <p>(3) 対処上の留意事項</p> <p>① 初動対処</p> <p>区は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。 また、東京消防庁（消防署）等の関係機関に対し、安全を確保した上で原因物質の特定、被災者の救助等の応急措置活動を行うよう要請する。</p> <p>② 医療活動</p> <p>区は、都及び医療機関等と連携し、<u>東京消防庁の安全管理下において</u>、東京DMATにより除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。</p>	消防修正
104	106	<p>5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）</p> <p>(2) 平素の備え</p> <p>区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び…（略）</p> <p>(3) 対処上の留意事項</p> <p>① 初動対処</p> <p>区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。</p> <p>③ 医療活動</p> <p>区は、都及び医療機関等と連携し、<u>安全な場所において</u>除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。</p> <p>④ 汚染への対処</p> <p>○ 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し…（略）</p>	<p>5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）</p> <p>(2) 平素の備え</p> <p>区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び…（略） サリン等の化学剤テロに使用される可能性が高いと考えられる物質について、盗難等に関する情報を入手したときは、サリン等防止法に基づき、警察官・消防吏員等に報告するとともに、必要な対応を検討する。</p> <p>(3) 対処上の留意事項</p> <p>① 初動対処</p> <p>区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定する。 また、東京消防庁（消防署）等の関係機関に対し、安全を確保した上で原因物質の特定、被災者の救助等の応急措置活動を行うよう要請する。</p> <p>③ 医療活動</p> <p>区は、都及び医療機関等と連携し、<u>東京消防庁の安全管理下において</u>、東京DMATにより除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。</p> <p>④ 汚染への対処</p> <p>○ 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し…（略） ○ 被災者の除染は、災害現場において警察・消防等の現地活動機関が行う。</p>	消防修正
105	107	<p>6 交通機関を破壊手段とした攻撃</p> <p>(3) 対処上の留意事項</p> <p>区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。…（略）</p>	<p>6 交通機関を破壊手段とした攻撃</p> <p>(3) 対処上の留意事項</p> <p>① 区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。…（略） ② 区は、東京消防庁（消防署）等の関係機関に対し、安全を確保した上で原因物質の特定、被災者の救助等の応急措置活動を行うよう要請する。</p>	消防修正

資料編	資料編			
目次	目次		<u>ページ修正</u>	
4.5	4.5	関係機関の業務大綱  ■指定公共機関 表  ■その他の機関等 表		組織改編による修正
6~8	6~8	関係機関の連絡先  【指定行政機関】 表  【指定地方行政機関】 表  【東京都（警察・消防を含む）】 表  【指定公共機関】 表  【指定地方公共機関】 表  【その他の機関】 表	関係機関の連絡先  【指定行政機関】 表の差し替え（別紙9のとおり）  【指定地方行政機関】 表の差し替え（別紙10のとおり）  【東京都（警察・消防を含む）】 表の差し替え（別紙11のとおり）  【指定公共機関】 表の差し替え（別紙12のとおり）  【指定地方公共機関】 表の差し替え（別紙13のとおり）  【その他の機関】 表の差し替え（別紙14のとおり）	組織改編による修正

9	9	危機管理等対策会議  3. 構成 ・危機管理等対策会議は、座長及び委員をもって構成する。 ・座長は区長をもって充てる。 ・委員は助役、収入役、教育長、区長室長、総務部長、区民生活部長、子ども家庭部長、保健福祉部長、保健所長、都市整備部長、拠点まちづくり推進室長、教育委員会事務局次長、総務担当参事、広聴広報担当課長、防災担当課長、生活衛生担当課長、危機管理担当課長の職にある者	危機管理等対策会議  3. 構成 ・危機管理等対策会議は、座長、副座長及び委員をもって構成する。 ・座長は区長を、副座長は副区長をもって充てる。 ・委員は副区長（副座長を除く。）、教育長、政策室長、経営室長、危機管理担当部長、都市政策推進室長、地域支えあい推進室長、区民サービス管理部長、子ども教育部長、健康福祉部長、保健所長、環境部長、都市基盤部長、教育委員会事務局次長、政策室広報分野統括管理者、経営室経営分野統括管理者、経営室行政監理分野統括管理者、都市基盤部防災・都市安全分野統括管理者の職にある者	組織改編による修正
12	12	情報連絡系統図  図	情報連絡系統図  図の差し替え（別紙15のとおり）	区の防災行政無線配備状況を反映
17~19	17~19	救援の程度及び方法の基準  平成20年4月1日現在 表	救援の程度及び方法の基準  平成27年4月1日現在 表の差し替え（別紙16のとおり）	東京都総務局意見（基準の一部改正）
20	20	災害復旧関係融資等制度の内容 1. 区が行うもの 災害援護資金（生活援護分野） …（略） 中野区応急資金（生活援護分野） …（略） 東京都母子福祉資金（生活援護分野） (1) 資格 都内に6か月以上居住していて現に20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母 (2) …（略） (5) 利子 年3%  中野区産業経済融資（産業振興分野） 区内の同一場所で一年以上同一事業を営んでいる中小企業者がり災し、地域センターの発行する「り災証明」がある場合、災害特別資金の融資あつ旋を行う。 また、国及び都において被災中小企業者に対する金融施策が出た場合はその周知を行う。 災害特別資金の内容 …（略） (2) 貸付利率 年0.4% …（略） (4) 資金の使途 り災による損失の復旧に必要な設備資金・運転資金	災害復旧関係融資等制度の内容 1. 区が行うもの (削除)  (削除)  東京都母子及び父子福祉資金（生活援護分野） (1) 資格 都内に6か月以上居住していて現に20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父 (2) …（略） (5) 利子 年1.5%  中野区産業経済融資（産業振興分野） 区内に営業の本拠を有し、引き継ぎ一年以上区内の同一場所で同一事業を営んでいる中小企業者が、暴風、暴雨、地震等の天災その他の区長が認める大規模な災害により損失を受けた場合、災害特別資金の融資あつ旋を行う。 申込にあたっては、地域事務所又は地域活動推進分野が発行する「り災証明書」が必要。 災害特別資金の内容 …（略） (2) 貸付利率 年0.2% …（略） (4) 資金の使途 り災による損失の復旧に必要な設備資金・運転資金 すでに被災した中小企業者が防止策を講じるために必要な設備資金	区の融資制度内容を更新

21	21	<p>2. 都が行うもの 中小企業災害復旧資金（産業労働局） …（略） (2) 対象企業 都内に住所（営業の本拠）を有し、引き続き1年以上同一場所で同一事業を営み、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で、次に定める災害により、被害を受けた者 …（略） (4) 金額 <u>1企業（組合）</u> 1災害につき8,000万円以内 (5) 貸付期間 <u>運転資金 1年以上7年以内（据置期間1年を含む）</u> <u>設備資金 1年以上9年以内（据置期間1年を含む）</u> (6) 貸付利率 年1.5%</p> <p>3. その他が行うもの 生活福祉資金のうち災害援護資金（社会福祉協議会） (1) 資金 低所得世帯等のうち、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯 (2) 限度額 1世帯150万円以内 (3) 償還方法 1年内据置期間経過後7年内で元利利子均等の月賦召喚 (4) 利子 3%（据置期間中は無利子）</p>	<p>2. 都が行うもの 災害復旧資金融資（産業労働局） 一定の地域に集中して発生した災害により損失を受けた中小企業者及び組合に対して、長期かつ低利の融資を行う。融資条件等その他については、災害のつど、その状況に応じて別に定める。 …（略） (2) 対象企業 都内に事業所（住所）を有し、信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者又は組合で、次に定める災害により損失を受けている者 …（略） (4) 金額 1災害につき8,000万円以内 (5) 貸付期間 <u>10年以内（据置期間1年を含む）</u> (6) 貸付利率 <u>年1.7%</u> <u>&lt;責任共有制度の対象外となる場合&gt;</u> 年1.5% なお、責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部（責任共有制度対象外との金利差相当分）を補助する。</p> <p>3. その他が行うもの 生活福祉資金（東京都社会福祉協議会） (1) 資金使途 災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費 (2) 対象世帯 低所得世帯等のうち、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯 (3) 限度額 1世帯150万円以内 (4) 償還方法 <u>7年内（据置期間6ヶ月以内を含む。）</u> (5) 利子 1.5%（保証人有なら無利子）</p>	都等の融資制度内容を更新
22	22	<p>災害要援護者の救援制度 …（略） ※ 登録された名簿を地域防災会、<u>地域センター</u>、警察署、消防署に配備すること、および申請書の写しを地域防災会、<u>地域センター</u>に配備することに承諾をお願いします。</p> <p>…（略） 区 相談・登録の受付窓口 ●<u>地域センター</u>または<u>防災分野へ</u> ※下記の場所でも受け付けています ※（ ）内の数字は上記の対象者 ●<u>中部保健福祉センター</u> (③④) ●<u>障害者福祉会館</u> (②) ●<u>北部・南部・鷺宮保健福祉センター</u> (③④) ●<u>スマイル社会復帰センター</u> (④)</p>	<p>災害要配慮者の救援制度 …（略） ※ 登録された名簿を地域防災会、<u>区民活動センター</u>、警察署、消防署に配備すること、および申請書の写しを地域防災会、<u>区民活動センター</u>に配備することに承諾をお願いします。</p> <p>…（略） 区 相談・登録の受付窓口 ●上記 ①②③④ に該当する方すべて 1. すこやか福祉センター（南部・中部・北部・鷺宮） 2. 区役所防災担当 3. 地域事務所（南中野・東部・江古田・野方・鷺宮） ※地域事務所では取り次ぎを行います。 ●上記 ① に該当する方 地域包括支援センター ●上記 ②③④ に該当する方 区役所障害福祉担当 ※区民活動センターでは受付できません。</p>	(一線部分) 東京都福祉保健局意見 (一線部分) 組織改編による修正

23	23	交通機関の概況 <u>1～7</u>	交通機関の概況 1～7について数値等（車両台数、職員数、乗降人員等）を更新	区内交通機関の概況データを更新
24,25, 25の2	24～27	高層建築物の現況 平成20年4月1日現在 表	高層建築物の現況 平成24年9月現在 表を平成24年9月現在のデータに更新	区内高層建築物の現況データを更新
26	28	危険物保管施設等現況 平成20年10月1日現在 表	危険物保管施設等現況 平成27年4月1日現在 表を平成27年4月1日現在のデータに更新	区内危険物保管施設等現況データを更新
27,27の 2	29,30	救急医療機関一覧表  中野消防署 平成20年4月1日現在 表  野方消防署 平成20年4月1日現在 表	救急医療機関一覧表  中野消防署 平成27年4月1日現在 表の差し替え（別紙17のとおり）  野方消防署 平成27年4月1日現在 表の差し替え（別紙17のとおり）	区内各消防署管内の救急医療機関一覧表を更新
28	31	中野区広域避難場所配置図  図	中野区広域避難場所配置図  図の差し替え（別紙18のとおり）	広域避難場所配置図を更新
29	32	区の広域避難場所地区割当表  表	区の広域避難場所地区割当表  表の差し替え（別紙19のとおり）	広域避難場所配置図更新に伴う割当表の更新
30～32	33～34	国民保護避難所一覧  表	国民保護避難所一覧  表の差し替え（別紙20のとおり）	避難所一覧の更新
34	36,37	災害対策用備蓄物資一覧  平成20年4月1日現在 表	災害対策用備蓄物資一覧  平成27年4月1日現在 表を平成27年4月1日現在のデータに更新	備蓄物資データの更新

35	38	(新規)  防災用資機材配備状況一覧 <u>平成20年4月1日現在</u> 表  医療資材 7 点セット備蓄場所一覧 <u>平成20年4月1日現在</u> 表	避難所資機材倉庫標準配備一覧  表 (別紙21のとおり)  防災用資機材配備状況一覧 (避難所配備分除く)  平成27年4月1日現在 表の差し替え (別紙21のとおり)  医療資材 7 点セット備蓄場所一覧  平成27年4月1日現在 表の差し替え (別紙22のとおり)	防災用資機材配備状況一覧と避難所資機材倉庫標準配備一覧と避難所配備分を除いた一覧に分けて記載
47	50,51	用語集  か行 <u>(新規)</u>	用語集  か行 緊急情報ネットワークシステム (通称 : Em-Net (エムネット)) 内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体で緊急情報を双方通信するためのシステム	国の基本指針変更 (H24年度) ・エムネットを新規記載
48	51	用語集  か行 広域緊急援助隊 大規模災害対策に即応でき、かつ高度の救出救助能力等をもつ災害対策専門のチームとして、平成7年に創設された警察の広域援助体制。全国全ての都道府県警察に設置されているが、警視庁及び北海道警察を除く府県警察は、各管区警察局のもと、管区広域緊急援助隊として編成されている。	用語集  か行 警察災害派遣隊 国内において、大規模災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、道府県警察から警視庁に派遣される救出救助・交通対策・治安の維持等の活動を行う部隊をいう。	国の基本指針変更 (H24年度) ・名称変更
48	51	用語集  さ行 指定行政機関 政令で定める次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省	用語集  さ行 指定行政機関 政令で定める次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省	組織改編による修正

48,49	51,52	用語集  さ行 指定地方公共機関 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ該当法人の意見を聴いて該当都道府県の知事が指定するものをいう。	用語集  さ行 指定地方公共機関 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ該当法人の意見を聴いて該当都道府県の知事が指定するものをいう。	文言修正
50	52	用語集  さ行 <u>(新規)</u>	用語集  さ行 <u>全国瞬時警報システム（通称：J-ALERT（Jアラート））</u> <u>弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム</u>	国の基本指針変更 (H24年度) ・Jアラートを新規記載
50	53	用語集  な行 (財団法人) 日本中毒情報センター	用語集  な行 (公益財団法人) 日本中毒情報センター	東京都総務局意見
50	53	用語集  た行 <u>(新規)</u>	用語集  た行 <u>東京DMAT</u> <u>大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場へ出場し、消防隊等と連携して多数傷病者等に対して救命処置等の活動を行う災害医療派遣チーム</u>	都計画の変更 (H26年度) ・東京DMATを新規記載
51	54	用語集  や行 要援護者 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児及び外国人など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの適切な防災行動をとることが特に困難な人を指す。本計画では、災害時要援護者の略称として用いている。	用語集  や行 要配慮者 発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊娠婦、外国人等を想定。	災害対策基本法の改正(H25.6)に伴う用語変更

	<p>参考資料 各種災害協定一覧</p> <p>相互協力及び相互支援（応援）に関する協定等</p> <p>食料品（給食）及び応急物資等の供給に関する協定</p> <p>応急対策（措置）業務に関する協定</p> <p>施設利用に関する協定</p>	<p>参考資料 各種災害協定一覧</p> <p>相互協力及び相互支援（応援）に関する協定等 (追加) 山梨県甲州市、青森県青森市、中野区国際交流協会 学校法人明治大学、学校法人帝京平成大学、学校法人早稲田大学 (削除) 郵便事業㈱</p> <p>食料品（給食）及び応急物資等の供給に関する協定 (追加) 東京都 東京建物㈱、東京キンビバレッジサービス、東京都石油商業組合杉並中野支部 (削除) 小田急商事㈱</p> <p>応急対策（措置）業務に関する協定 (追加) 東京都下水道局、全国建設労働組合総連合東京土建一般、労働組合中野支部 中野土木防災協力会、中野電設防災協力会、中野区造園緑化業協会 中野建設業会</p> <p>施設利用に関する協定 (追加) 東京都立中野工業高等学校、学校法人宝仙学園、学校法人東京工芸大学 学校法人国際学園、学校法人中野学園 JTBコミュニケーションズ・野村ビルマネジメント指定管理者共同事業体 日本閣観光㈱、学校法人小山学園 桃が丘さゆり保育園、㈱コンビウィズ、㈱ピジョンハーツ、清心福祉会 南東北福祉事業団、ケアネット、フロンティア、奉優会 全国重症心身障害児(者)を守る会、正夢の会</p>	協定を追加・削除
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------